

## 弘前大学「第 19 回学生相談を考える会」を開催

令和 6 年 3 月 6 日(水)、学生相談に携わる学内の教職員を対象とした「第 19 回学生相談を考える会」を開催しました。同会は多様化・複雑化する学生相談に適切に対応し、学生への支援体制を充実させようと平成 20 年度から開催しており、今回で 19 回目となります。今年度は昨年度と同様に Microsoft Teams を利用したオンライン形式で開催され、学生相談に携わる学内関係者約 30 人が参加しました。

今回は、本学の学生特別支援室 古木名 博コーディネーター及び小笠原聡也コーディネーターに「合理的配慮と教育的配慮」をテーマに、講演・情報提供をしていただきました。

その後、古木名 博コーディネーター及び小笠原聡也コーディネーターと保健管理センターのカウンセラーによるディスカッションが行われ、参加者から寄せられた質問について議論を深めるなど、貴重で有意義な時間となりました。

- 学生相談についてはこちらから（「学生相談・健康」のページ）

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/campuslife/health/soudan/>

- 学生特別支援室についてはこちらから

<https://home.hirosaki-u.ac.jp/gakutokushien/>

- 当日の資料について、ご覧になりたい方は下記担当へお知らせ願います。

学務部学生課課長補佐 [jm3112@hirosaki-u.ac.jp](mailto:jm3112@hirosaki-u.ac.jp)

### 合理的配慮とは

- ・ 2016年4月施行  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

障害のある人からの要請に従って、社会の中の「障壁」を変更したり調整したりする取組。

配慮する側が過度の負担にならない状況で、必要かつ適当な配慮をすること  
→建設的対話により、双方が納得できる配慮を検討していく

・障害者に対して不当な差別的取扱いをした場合や、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合には、懲戒処分を受けることがある。

### 教育的配慮とは

- ・ 各教職員による教育上の理念や個人の善意に基づく工夫等のこと。
- ・ 法的な根拠は無し。  
→配慮するかどうかは教職員次第で、提供責任を問われるものではない。

・障害や疾病のない学生も対象となり得る。  
→ユニバーサルデザインによる授業(誰にとってもわかりやすい授業)  
ex.授業の最初に本日の内容について視覚的に示す  
動画やスライドに字幕をつける